

龍ヶ崎西地域コミュニティニュース

龍ヶ崎西小学校区における「地域コミュニティ」の形成に向けて【最終報告】

私たちの毎日の生活においては、以前は当たり前だった地域のつながりが希薄になりつつあると共に少子高齢化が進む中、安全・安心に暮らすために解決しなければならない様々な課題があります。これらの課題の解決に向けて、行政主体の対応だけでは限界があることから、地域に住む私たち住民の力が真に求められています。



現在、龍ヶ崎市は、市内13のコミュニティセンターを活動の拠点とする中核的な地域コミュニティの形成を主要施策の一つに位置づけており、地域で活動する各種団体などが、地域における情報や課題を共有化しながら、連携・協力する組織づくりを目指しています。

龍ヶ崎西地区においても、区や町内会が中心となり「龍ヶ崎西地域コミュニティ設立準備会」を設置し、平成24年8月から話し合いを進めてきました。これまで設立準備会や具体的な活動内容を話し合う各専門委員会で協議を重ね、最終的な案がまとまりましたのでご報告します。

〔龍ヶ崎西地域コミュニティ設立準備会委員〕

役 職	氏 名	備 考	役 職	氏 名	備 考
会 長	海老原 劭	新町南区町内会長	委 員	廣 瀬 喜 一	米町水門1区長
副会長	酒 井 務	直鮎区長	委 員	若 生 悦 男	新町本町区長
副会長	赤 根 良 男	米町西区長	委 員	石 塚 光 男	高砂区長
会 計	根 岸 安里子	コミュニティセンター前・副センター長	委 員	山 田 秀 夫	米町水門2区長
監 事	小野瀬 和 夫	米町東区長	委 員	油 原 偉 雄	馴馬町上米区長
監 事	椎 塚 栄 一	米町南区長	委 員	小 嶋 俊 光	コミュニティセンターセンター長

◎専門委員会（区や町内会からの選出）

※略称 米町東区＝米東 米町西区＝米西 米町南区＝米南 水門1区＝水1 水門2区＝水2 馴馬町上米区＝上米
新町本町区＝新本 新町南区町内会＝新南 直鮎区＝直鮎 高砂区＝高砂

広報委員会	文化体育委員会	生活安全委員会	地域福祉委員会	環境美化委員会
委員長 廣瀬 喜一（水1）	委員長 若生 悦男（新本）	委員長 山田 秀夫（水2）	委員長 椎塚 栄一（米南）	委員長 石塚 光男（高砂）
副委員長 茂木 勲（新本）	副委員長 瀧口 治儀（米西） 秋山 直城（米南）	副委員長 八木下 正廣（直鮎）	副委員長 山口 哲生（新本） 飯島 博（高砂）	副委員長 寺門 尚久（高砂）
書 記 小嶋 弘（上米）	書 記 関口 圭子（水2）	書 記 酒井 隆（水2）	書 記 諸岡 操（米南）	書 記 根岸 安里子（直鮎）
他 12名	他 8名	他 11名	他 6名	他 10名

開催日	全体会・役員会等	会議内容
8/21	設立準備会発足	設立準備会委員の選出
8/30	コミュニティ活動推進協議会役員会	龍ヶ崎西地域コミュニティ設立準備会参加の承認
9/9	龍ヶ崎西地域コミュニティ設立準備会（第1回）	①設立準備会に専門委員会を設置 広報委員会・文化体育委員会・生活安全委員会 地域福祉委員会・環境美化委員会 ②各委員会の活動計画書（案）の検討
10/5	龍ヶ崎西地域コミュニティ設立準備会（第2回）	各住民自治組織に専門委員会への参加を依頼
11/5	龍ヶ崎西地域コミュニティ設立準備会（第3回）	①各住民自治組織から選出された方に設立準備会設置の主旨説明 ②専門委員会の設置及び委員の選任
2/1	龍ヶ崎西小学校との打合せ	地域コミュニティへの参加について
3/7	各専門委員長との打合せ	各事業内容の確認

1. 広報委員会

回数	開催日	内 容
第1回	11/17	広報紙『西の風』の編集方針
第2回	12/1	広報時期の検討
第3回	1/12	発行回数・テーマの検討
第4回	2/9	①コミセン祭り②年間活動計画 ③広報紙発行 ④視察先
第5回	3/9	①視察報告 ②広報の役割

2. 地域福祉委員会

回数	開催日	内 容
第1回	11/5	地域問題の抽出
第2回	11/25	米町ボランティアの状況
第3回	12/20	独り暮らしの方への対策
第4回	1/23	事業計画（案）を検討
第5回	3/17	事業計画を検討

3. 文化体育委員会

回数	開催日	内 容
第1回	11/5	H25 事業の検討
第2回	12/11	地域マップの検討
第3回	1/24	事業計画（案）を検討
第4回	2/26	各事業の担当決め
第5回	3/19	事業内容の検討

4. 環境美化委員会

回数	開催日	内 容
第1回	11/5	活動計画の検討
第2回	11/29	花いっぱい運動の検討
第3回	12/13	花壇の試作品を協議
第4回	2/20	花いっぱい運動の事業計画を検討
第5回	3/19	①視察報告 ②事業予算の検討

5. 生活安全委員会

回数	開催日	内 容
第1回	11/5	防災・防犯事業検討
第2回	12/3	地区内の現状協議
第3回	1/7	具体的な活動の検討
第4回	2/22	事業計画（案）の決定
第5回	3/12	①視察報告 ②年間活動計画の検討



鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会へ視察



平成25年3月6日（水）

龍ヶ崎小学校区内地域コミュニティ設立準備会と合同で埼玉県鶴ヶ島市へ赴き、鶴ヶ島第二小学校内に活動拠点がある「鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会」を視察しました。

同協議会は、数年前に設置された「鶴ヶ島第二小学校避難所運営委員会」による住民主体の地域防災活動が契機となり、地域全体で助けあい、支え合う新たな地域づくりを行っていました。同協議会の柴崎会長をはじめ役員の皆さんから、事業の内容について分かりやすく説明していただきました。その後熱心な質疑応答や情報交換が続くなど、非常に実りの多い研修となりました。

地域コミュニティ設立に向けて

龍ヶ崎西地域コミュニティ設立準備会 会長

新町南区町内会 会長

海 老 原 劭

昨年8月21日より龍ヶ崎西地域コミュニティ設立準備会が立ち上げられ、設立準備会役員で種々検討・協議を重ね、広報・文化体育・生活安全・地域福祉・環境美化の5つの専門委員会に分かれてさらに具体的な議論を通し、区から選出した委員の皆さまと共に意思の疎通を図ってまいりました。

龍ヶ崎西地区という枠で物事を捉え検討しあう機会は、今回の設立準備会役員全員が今までありませんでした。そのような中、専門委員会に分かれて区や町内会の代表者と区から選出された委員の皆さんと紆余曲折を繰り返しながら話し合いを行ってまいりました。各委員会での話し合いの序盤は、議論にならない時もありましたが、少しずつではありますが地域コミュニティの形となって来ました。

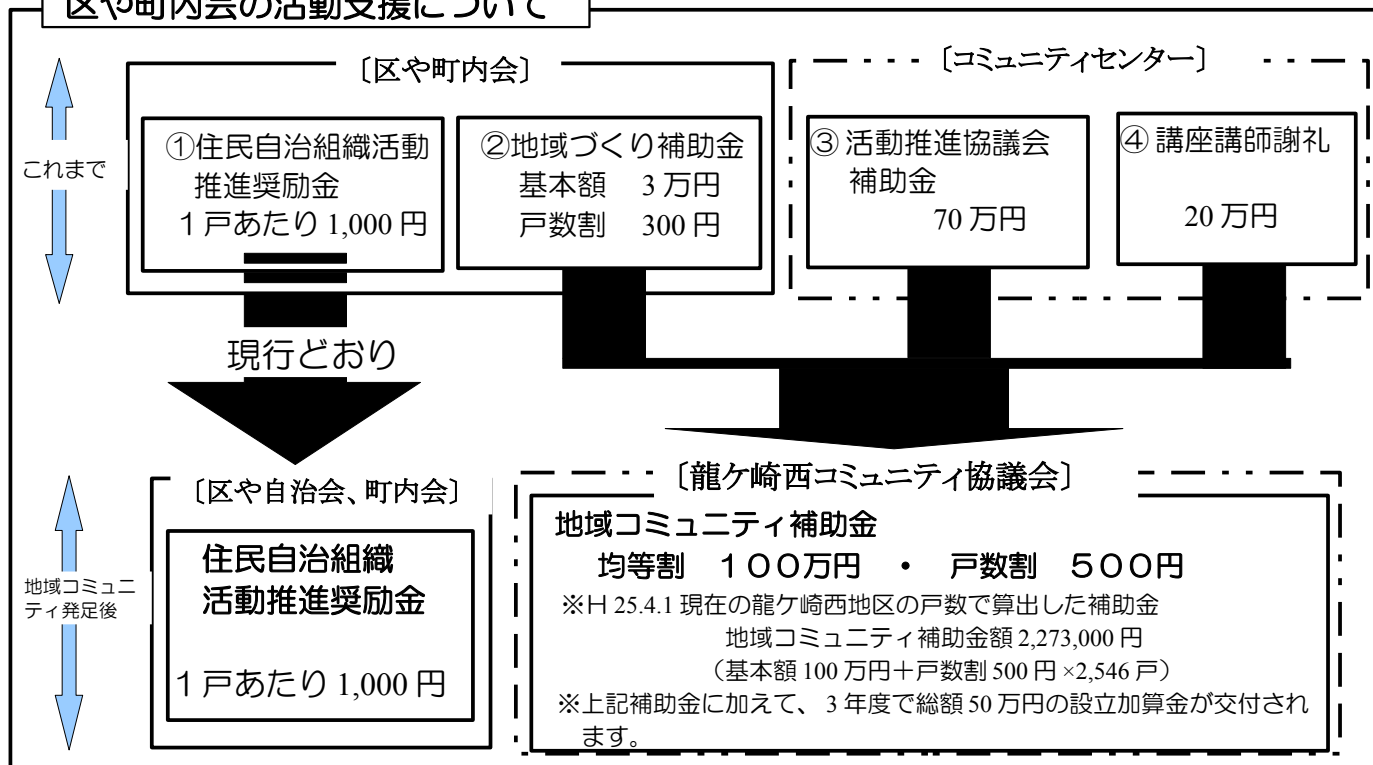
平成25年4月21日（日）設立総会の目標に向け話し合いを続けていましたが、なんとか産声をあげられそうです。短い話し合いの期間での産声ですが、大きく育っていくものと思います。

龍ヶ崎西地域コミュニティ設立準備会に各地区から多くの方々に手を挙げていただき、“地域の為に何か役に立ちたい”という志をお持ちの方がたくさん居られ、議論を通して地域の交流を図れた事は、大きな意義があり龍ヶ崎西地区の活力を痛感しました。

さらに、相互尊重の概念で活動を重ねれば、皆さまの手で皆さまと共に龍ヶ崎西地区のオリジナリティ溢れるコミュニティづくりに寄与出来ればと考えています。

新しいコミュニティづくりに引き続き、ご協力ご支援いただきたくお願い申し上げます。

区や町内会の活動支援について



『平成25年度より地域担当職員が配置されます！』

龍ヶ崎西コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）が設立されると、協議会と龍ヶ崎市が対等の立場で地域コミュニティの活動を推進する仕組みとして、龍ヶ崎市役所より地域担当職員が配置されます。地域担当職員は、協議会の会合に参加し、地域の実情やニーズを把握しながら、地域と市役所関係課とのパイプ役となって、地域課題を解決するために協力や提案を行います。また、協議会が活動するために必要な行政情報を提供します。

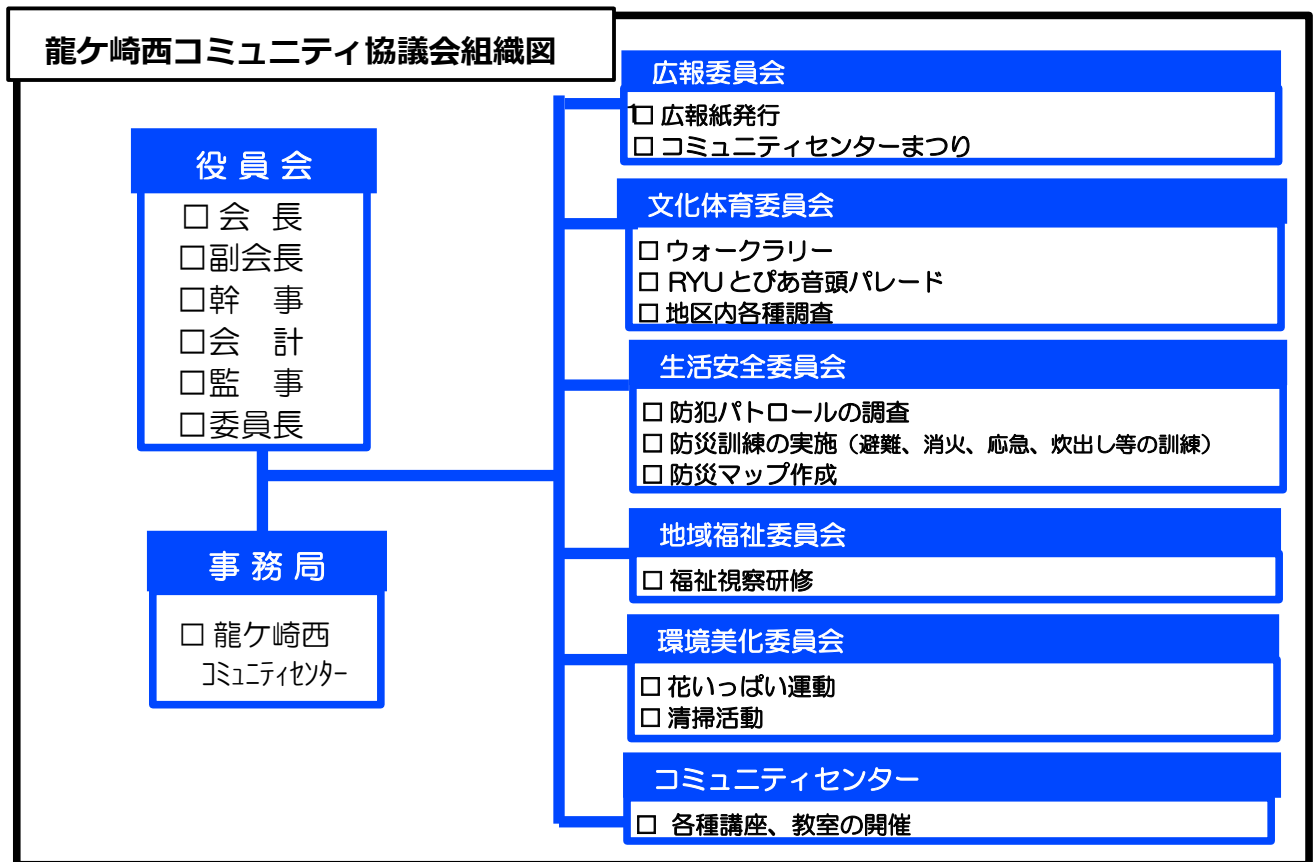
地域担当職員は、龍ヶ崎市役所の課長級職員1名がサポーター長として、課長補佐級職員1名が副サポーター長として、一般職員3名程度がサポーターとして配置されます。

なお、地域担当職員はコミュニティセンターに常駐するものではありません。

新たな組織の名称は「龍ヶ崎西コミュニティ協議会」 4月からスタート！

龍ヶ崎西地域コミュニティ設立準備会での話し合いの結果、組織の名称は「龍ヶ崎西コミュニティ協議会」に決まりました。龍ヶ崎西コミュニティ協議会が取り組む主な活動を紹介します。

なお、龍ヶ崎西コミュニティ協議会における新体制の詳細については、5月発行の「西の風」に掲載します。



平成 25 年度収支予算(案)

収入の部

区 分	予算額	内 訳
1 市補助金	2,273,000 円	基本額 100 万円＋戸数割@500 円×2,546 戸 ※H25. 4. 1 現在の龍ヶ崎西地区の戸数で算出した額
2 雑収入	7,000 円	
計	2,280,000 円	

支出の部

区 分	予算額	内 訳
1 広報委員会事業	260,000 円	広報紙発行 60,000 円 コミュニティセンターまつり 200,000 円
2 文化体育委員会事業	250,000 円	R Y U とびあ音頭 100,000 円 ウォークラリー 150,000 円 地区内各種調査 ー 円
3 生活安全委員会事業	200,000 円	防犯実態調査 50,000 円 防災訓練の実施 100,000 円 防災マップの作成 50,000 円
4 地域福祉委員会事業	200,000 円	福祉視察研修 170,000 円 長寿会等実態調査 30,000 円
5 環境美化委員会事業	400,000 円	花いっぱい運動（花壇整備） 340,000 円 清掃事業 60,000 円
6 コミュニティセンター事業	900,000 円	事務局費 400,000 円 各種講座・教室 500,000 円
7 予備費	70,000 円	
計	2,280,000 円	

龍ヶ崎西コミュニティ協議会規約(案)

(名称及び事務局)

第1条 本会は龍ヶ崎西コミュニティ協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務局を龍ヶ崎西コミュニティセンター(以下「コミュニティセンター」という。)内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、龍ヶ崎西地区の住民相互の理解と連携を深め、コミュニティ活動の活性化を図るとともに、龍ヶ崎西地区共通の課題を解決するため、自主的及び主体的に地域活動を行うことによって、明るく住みよい地域社会を構築することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 安全・安心なまちづくりに関すること。
- (2) 住民の健康増進及び地域福祉の推進に関すること。
- (3) 生涯学習の推進及び住民相互の交流・親睦に関すること。
- (4) 地域環境の保全に関すること。
- (5) その他協議会の目的達成に必要と認められること。

(構成)

第4条 協議会は次の各号に掲げる者のうち、第2条に規定する目的に賛同する者(以下「委員」という。)をもって構成する。

- (1) 龍ヶ崎西地区内の住民自治組織の代表者
- (2) 龍ヶ崎西地区内に活動の拠点を置く各種団体等の代表者
- (3) 前2号に掲げる者が推薦する者
- (4) その他役員会の承認を得た者

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 13名以内
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名
- (6) 委員長 5名

2 役員は、総会において委員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 幹事は、協議会の運営調整を行う。
- (4) 会計は、協議会の会計を行う。
- (5) 監事は、協議会の会計を監査する。
- (6) 委員長は、第13条に規定する委員会を総括する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

(総会)

第9条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、第4条に規定する委員をもって構成する。

- (1) 定期総会は、年 1 回開催する。
 - (2) 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は委員の 3 分の 2 以上から請求があったときに開催する。
- 2 総会は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 総会の決議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総会の議長は、出席した委員の中から互選により選出する。
- (総会の決議事項)

第 10 条 総会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (3) 予算及び決算に関する事項
 - (4) 役員の選出に関する事項
 - (5) その他協議会の運営に関する重要な事項
- (役員会)

第 11 条 役員会は、第 5 条に規定する役員をもって構成する。

- 2 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。
 - 3 役員会の決議は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 役員会の議長は、会長になる。
- (役員会の決議事項)

第 12 条 役員会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 総会に付議する事項
 - (2) 事業の企画及び運営に関する事項
 - (3) その他会長が必要と認める事項
- (委員会)

第 13 条 第 3 条に規定する事業を実施するため、協議会に次の委員会を置く。

- (1) 広報委員会
 - (2) 文化体育委員会
 - (3) 生活安全委員会
 - (4) 地域福祉委員会
 - (5) 環境美化委員会
- 2 委員会は、第 4 条に規定する委員をもって構成する。
- 3 委員会に委員長、副委員長及び書記を置く。
- 4 委員会は、当該委員会の委員長が招集する。
- 5 委員会は、当該委員会に属する地域課題を解決するため、各種事業を実施する。
- (事務局)

第 14 条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、コミュニティセンター職員をもって構成する。
 - 3 事務局は、協議会の庶務を行う。
- (経費)

第 15 条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 16 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(情報公開)

第 17 条 協議会の会計内容等は、原則として公開する。

(補足)

第 18 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会の決議をもって会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成 25 年 4 月 21 日から施行する。